

区管理の下水道施設の損傷について

区が管理する道路の地下に埋設されている下水道施設については、通常、東京都下水道局（以下「下水道局」という。）が管理を行っている。このため、地方分権一括法の施行により財務省から譲与された道路又は私道寄付により区有通路等として区が管理することとなった道路の地下に埋設されている下水道施設は、下水道局の公共下水道施設としての基準を満たしているものについては、区から下水道局へ管理を移管している。しかし、当該基準を満たしていない下水道施設は管理を移管できないため、区が管理を行っている（26路線、総延長約12.5km）。

この度、区が管理している下水道施設の損傷を原因とする道路の陥没が発生したため、当該下水道施設の損傷について報告する。

1 概要

令和3年12月1日、中野五丁目22番先の路線（裏面の位置図参照）において、下水道本管に接続している取付管の接続部の損傷が原因とする道路の陥没が発生したが、同日中に緊急対策工事を実施し、交通解放している。

当該路線を調査した結果、近傍の接続部にも劣化が確認されたため、更なる道路の陥没及び沿道住宅の公衆衛生上の問題を未然に防ぐため、当該路線の地下に埋設されている下水道施設全体の修繕工事を実施する。

2 今後の予定

令和4年3月 中野五丁目下水道施設緊急修繕工事設計委託
令和4年度 中野五丁目下水道施設緊急修繕工事

位置図

